

特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

令和元年8月19日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人衆園 SHUON

(2) 代表者名

中原 登世子

(3) 主たる事務所の所在地

京都市下京区小稲荷町85番地6 ザ・テラス京都グランターミナル201

(4) 定款に記載された目的

この法人は、行政・企業・市民の健全で対等な協力体制を築き、高齢者や障がい者をはじめとする地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な事業を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を図るとともに、高齢者・障がい者の福祉の増進と福利厚生の実を充実を図ることを目的とする。

2 申請年月日

令和元年8月9日

(文化市民局地域自治推進室)